

施策の取組状況及び評価 (平成 27 年度)

第8次千葉県廃棄物処理計画 取組一覧

I 資源循環を推進するためのライフスタイルづくりと適正な廃棄物マネジメントの推進

(○:14 △:1 ×:0)

項目	関係課	評価	ページ
1 3Rを推進する県民運動の展開			5
「ちばレジ袋削減エコスタイル」運動の展開	循環型社会推進課	○	
「ちば食べきりエコスタイル」運動の展開	循環型社会推進課	○	
廃棄物の再利用に関する情報ネットワークの構築	循環型社会推進課	○	
各主体の相互連携の推進	循環型社会推進課	○	
表彰の実施	循環型社会推進課	○	
2 市町村との連携の強化			7
ごみ処理有料化の促進	循環型社会推進課	○	
容器包装廃棄物の完全分別等の促進	循環型社会推進課	△	
事業系一般廃棄物の削減対策の促進	循環型社会推進課	○	
市町村との意見交換会・研修会の実施	循環型社会推進課	○	
3 「知識から実践」を定着させる環境学習等の推進			8
知識から実践を定着させる環境学習の推進	循環型社会推進課	○	
産業廃棄物に関するコミュニケーションづくり	循環型社会推進課 廃棄物指導課	○	
4 排出事業者における廃棄物マネジメントの促進			9
排出抑制等に関する指導の実施	循環型社会推進課 廃棄物指導課	○	
多量排出事業者による減量等処理計画に関する情報の公開	循環型社会推進課	○	
中小零細排出事業者に対する排出抑制・減量化に向けた普及啓発の実施	環境政策課 廃棄物指導課	○	
排出事業者による適正な委託処理の確保	廃棄物指導課	○	

II 資源循環の基盤となる産業づくり

(○:14 △:4 ×:2)

項目	関係課	評価	ページ
1 静脈産業の活性化			11
静脈産業の推進方策の検討	循環型社会推進課	○	
先進的なりサイクル技術の普及促進	循環型社会推進課	○	
コンビナート等の既存インフラを活用したリサイクルの促進	循環型社会推進課	×	
エコタウンプラン施設の連携の促進	循環型社会推進課	×	
関係団体との連携の強化	循環型社会推進課 廃棄物指導課	○	
2 優良な産業廃棄物処理業者の育成			13
産業廃棄物処理業者の優良性判断に係る評価制度の活用	廃棄物指導課	○	
優良な産業廃棄物処理業者に係る許可延長制度の普及促進	廃棄物指導課		
産業廃棄物処理業者の自主的な情報公開の促進	廃棄物指導課		
3 再生資源の利用の促進			13
グリーン購入の推進	環境政策課	○	
焼却灰を利用した熔融スラグ・エコセメントの利用	技術管理課 循環型社会推進課	○	
建設副産物に係る再生利用等の促進	技術管理課	○	
鉄鋼スラグ再生品等の安定した利用方法等の検討	技術管理課 循環型社会推進課	△	
下水汚泥等の資源化利用の推進	下水道課 千葉県水道局浄水課 千葉県水道局工業用水部	△	
畜産廃棄物等の利用方法の検討	畜産課	○	
農業用廃プラスチックの適正処理の推進	生産振興課	○	
4 バイオマスの活用の推進			16
	循環型社会推進課	△	
5 各種リサイクル法の遵守の指導			17
容器包装リサイクル法	循環型社会推進課	△	
家電リサイクル法	循環型社会推進課	○	
小型家電リサイクル法	循環型社会推進課	○	
自動車リサイクル法	廃棄物指導課	○	
建設リサイクル法	技術管理課	○	
食品リサイクル法	農地・農村振興課 循環型社会推進課	○	

III 廃棄物の適正処理の確保

(○:13 △:0 ×:0)

項目	関係課	評価	ページ
1 適正な廃棄物処理施設の整備と維持管理の確保			20
(1)一般廃棄物処理施設関係			
広域化・集約化による施設整備の促進	循環型社会推進課	○	
市町村における廃棄物処理施設の整備の促進	循環型社会推進課	○	
低炭素社会の形成に資する新たな施設整備の促進	循環型社会推進課	○	
一般廃棄物処理施設の適正な維持管理の推進	循環型社会推進課 廃棄物指導課	○	
維持管理情報の公表	循環型社会推進課 廃棄物指導課	○	
(2)産業廃棄物処理施設関係			
熱回収が可能な施設に係る認定制度の普及促進	廃棄物指導課	○	
廃プラスチック類の熱回収利用の促進	廃棄物指導課		
産業廃棄物処理施設の適正な維持管理の確保	廃棄物指導課	○	
産業廃棄物処理施設における適正処理の確保	廃棄物指導課		
維持管理情報の公表	廃棄物指導課		
2 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の電子化の普及促進			23
	廃棄物指導課	○	
3 有害廃棄物の適正処理の推進			23
PCB廃棄物の適正処理の推進	廃棄物指導課	○	
アスベスト廃棄物の適正処理の推進	廃棄物指導課	○	
感染性廃棄物等の適正処理の推進	廃棄物指導課	○	
4 災害廃棄物等の処理体制の整備			25
災害廃棄物処理体制の整備	循環型社会推進課	○	
海岸漂着物等の処理の推進	循環型社会推進課	○	

IV 廃棄物の不法投棄・不適正処理の根絶

(○:5 △:1 ×:0)

項目	関係課	評価	ページ
1 環境美化意識の向上と実践活動の推進			26
環境美化意識の向上と実践活動の推進	循環型社会推進課	○	
ごみの散乱等の防止対策の促進	循環型社会推進課	○	
2 廃家電等の処理費用負担に対する意識向上の推進			26
リサイクル費用の負担に係る普及啓発	循環型社会推進課	○	
家電リサイクル法に関する国への要望	循環型社会推進課	○	
3 産業廃棄物の不法投棄監視と不適正処理に対する指導の徹底			27
不法投棄監視の徹底	廃棄物指導課	△	
不適正処理に対する指導の徹底	廃棄物指導課		
悪質な行為者等に対する行政処分の実施	廃棄物指導課		
4 不法投棄廃棄物の適正な管理の確保と支障除去対策の実施			29
不法投棄廃棄物の撤去等の指導の徹底	廃棄物指導課	○	
不法投棄廃棄物の適切な管理の徹底	廃棄物指導課		
不法投棄廃棄物の支障除去対策の実施	廃棄物指導課		

V 持続可能な資源循環型社会の構築に向けた仕組みづくり

(○:5 △:2 ×:0)

項目	関係課	評価	ページ
1 一般廃棄物処理困難物の資源化の検討			30
	循環型社会推進課	△	
2 産業廃棄物処理施設の適正な設置と維持管理のあり方の検討			30
	廃棄物指導課	○	
3 産業廃棄物の処理に関する公的関与のあり方の検討			31
	循環型社会推進課	△	
4 産業廃棄物の広域移動の実態把握と対策の検討			31
	廃棄物指導課	○	
5 建設廃棄物の発生から処分までの一元的管理の推進			32
	循環型社会推進課	○	
6 産業廃棄物に関する統計情報等の活用による実態把握方法等の検討			32
	循環型社会推進課 環境研究センター	○	
7 地域の実情に応じた施策や制度の実施に関する国への提案・要望			33
	循環型社会推進課	○	

I 資源循環を推進するためのライフスタイルづくりと適正な廃棄物マネジメントの推進

I-1 3Rを推進する県民運動の展開

(1) 施策の概要

市町村等との連携を図りながら、3Rを推進する県民運動を展開し、新たな生活スタイルへの転換を円滑に進めるための広報啓発や環境づくりを推進します。

(2) 取組状況

○ 「ちばレジ袋削減エコスタイル」運動の展開

取組課：循環型社会推進課

27年度の取組状況

レジ袋や食べ物の食べ残しの削減をはじめとする、日常生活でできる多様な3R行動の実践を「ちばエコスタイル」として呼びかけを行いました。

・ちばレジエコサポーター数：31,777人

計画期間の取組評価

ちばレジ袋削減エコスタイルやちば食べきりエコスタイル運動等を展開し、県民への普及啓発を進めてきた結果、一人1日当たりの排出量は減少しました。しかし、その減少幅は近年小さくなっています。今後は、優先順位の高い2Rの取組を推進するとともに、ごみを出さないライフスタイルへの転換を円滑に進めるための広報啓発や環境づくりを推進する必要があります。

自己評価： ○

○ 「ちば食べきりエコスタイル」運動の展開

取組課：循環型社会推進課

27年度の取組状況

レジ袋や食べ物の食べ残しの削減をはじめとする、日常生活でできる多様な3R行動の実践を「ちばエコスタイル」として呼びかけを行いました。

・ちば食べきりエコスタイル協力店舗数：216店舗

計画期間の取組評価

ちばレジ袋削減エコスタイルやちば食べきりエコスタイル運動等を展開し、県民への普及啓発を進めてきた結果、1人1日当たりの排出量は減少しました。しかし、その減少幅は近年小さくなっています。今後は、優先順位の高い2Rの取組を推進するとともに、ごみを出さないライフスタイルへの転換を円滑に進めるための広報啓発や環境づくりを推進する必要があります。

自己評価： ○

○ 廃棄物の再利用に関する情報ネットワークの構築

取組課：循環型社会推進課

27年度の取組状況

平成27年度一般廃棄物に係る千葉県調査を実施し、県内市町村における、不用品の再利用に関する事業の実施状況を県ホームページに掲載しました。

計画期間の取組評価

廃棄物の再使用等の取組を促進するため、引き続き、県内市町村における不用品の再利用に関する事業の実施状況を県ホームページで公開します。

自己評価：○

○ 各主体の相互連携の推進

取組課：循環型社会推進課

27年度の取組状況

循環型社会について理解を深め、ライフスタイルを見直すきっかけとなるよう、県民向けの3R推進シンポジウム（参加者約60名）を開催し、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした「3Rのあり方」と題し、ロンドンオリンピックでの3Rの取組事例を紹介していただき、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、千葉県内においてどのような3Rを推進したらよいのか、シンポジウムの参加者と講師とで意見交換を行いました。

計画期間の取組評価

循環型社会について理解を深め、ライフスタイルを見直すきっかけとなるよう、引き続き、各主体の連携を促す企画を実施します。

自己評価：○

○ 表彰の実施

取組課：循環型社会推進課

27年度の取組状況

一廃関係功労者 知事感謝状20人 部長感謝状62人
産廃関係功労者 知事感謝状7人 部長感謝状24人
循環型社会形成推進功労者
知事感謝状2団体 部長感謝状14団体

計画期間の取組評価

表彰の実施については、県民や事業者等の環境意識の高揚を図るため、今後も継続して3Rの推進や廃棄物の適正処理に貢献した者に対する表彰を行う必要があります。

自己評価：○

I-2 市町村との連携の強化

(1) 施策の概要

市町村が行う一般廃棄物の減量化や資源化の促進に関する取組みが円滑に進むよう情報提供や助言などを行います。

(2) 取組状況

○ ごみ処理有料化の促進

取組課： 循環型社会推進課

27年度の取組状況

市町村・関係一部事務組合を対象とした廃棄物対策清掃事業研修会において、ごみ有料化先進市からごみの減量施策について講演してもらいました。

計画期間の取組評価

研修会等の機会をとらえて、市町村・関係一部事務組合に対し有料化の導入による排出抑制効果等について情報提供や助言を行っていく必要があります。

自己評価： ○

○ 容器包装廃棄物の完全分別等の促進

取組課： 循環型社会推進課

27年度の取組状況

市町村や県民に対し、容器包装リサイクルに関する情報提供と啓発を行いました。また、各市町村の分別の取組状況について情報を収集し「清掃事業の現況と実績」において公表しました。

計画期間の取組評価

可燃ごみの中には依然として資源化可能な容器包装廃棄物が多く含まれていることから、県民や事業者による分別排出の徹底に向けた取組が必要です。

自己評価： △

○ 事業系一般廃棄物の削減対策の促進

取組課： 循環型社会推進課

27年度の取組状況

県内市町村及び県外の先進自治体にアンケート調査を実施し、この結果を踏まえて、市町村が効果的に削減対策に取り組むための参考となる「事業系一般廃棄物の削減対策指導ガイドライン」を作成し、市町村等に配付するとともに、県ホームページで公開しました。

計画期間の取組評価

事業系一般廃棄物の排出量は、近年横ばいで推移していますが、削減の余地は大きく、家庭系と併せて減量化・資源化を進めていく必要があります。先進的な自治体における、排出事業者指導や、クリーンセンターにおける搬入物検査等の取組等について、情報提供を行う必要があります。

自己評価： ○

○ 市町村との意見交換会・研修会の実施

取組課：循環型社会推進課

27年度の取組状況

千葉県環境衛生促進協議会全5支部において、意見交換会を実施し、一般廃棄物処理に係る課題や先進事例などの情報を共有しました。

また、廃棄物処理に関する法令等に関する研修会として、市町村等廃棄物担当新任職員研修会や廃棄物対策清掃事業研修会（市町村等担当職員対象）を開催しました。

計画期間の取組評価

一般廃棄物の処理にあたって市町村が抱える課題や先進事例などの情報を共有するため、今後も市町村との意見交換を定期的に行う必要があります。

また、廃棄物処理法の適正な運用を図るため、今後も市町村に対し研修会等の機会を通じて情報提供や助言を行う必要があります。

自己評価： ○

I-3 「知識から実践」を定着させる環境学習等の推進

(1) 施策の概要

県や市町村等が行う県民（市民）等を対象とした学習の機会などを活用した環境学習等を推進します。

(2) 取組状況

○ 知識から実践を定着させる環境学習の推進

取組課：循環型社会推進課

27年度の取組状況

県が主催する環境講座などにおいて、循環型社会づくりに関する内容を含め、学習の機会を提供しました。

- ・環境講座の開催（14回）
- ・環境月間ポスターコンクールの実施
- ・エコメッセ in ちばへの参加

計画期間の取組評価

環境問題に関心を持ち、排出抑制の行動につなげていけるよう、引き続き環境講座を開催するなど、学習の機会を提供する必要があります。

自己評価： ○

○ 産業廃棄物に関するコミュニケーションづくり

取組課： 循環型社会推進課・廃棄物指導課

27年度の取組状況

廃棄物処理業許可業者を対象としたセミナーを実施し、廃棄物処理への理解、最新情報の提供、適正処理の推進に努めました。

計画期間の取組評価

廃棄物処理業許可業者を対象としたセミナー等については引き続き継続し、廃棄物処理への理解、最新情報の提供、適正処理の推進を行うとともに、許可業者を取り巻く現状を把握すること等により、効果的な取組を検討する必要があります。

自己評価： ○

I-4 排出事業者における廃棄物マネジメントの促進

(1) 施策の概要

排出事業者に対し、処理責任を適切に果たし、廃棄物の排出抑制や資源化に向けた自主的な取組みが促進されるよう指導や啓発を行います。

(2) 取組状況

○ 排出抑制等に関する指導の実施

取組課： 循環型社会推進課・廃棄物指導課

27年度の取組状況

廃棄物を大量に排出する事業所が自ら策定する処理計画に基づき、排出抑制とリサイクルが一層進むよう事業者を指導しました。(循社課)

廃棄物を大量に排出する事業所が自ら策定する処理計画に基づき、排出抑制とリサイクルが進むよう事業者を指導しました。(廃指課)

計画期間の取組評価

産業廃棄物の排出量は、近年ほぼ横ばいで推移しているため、排出抑制・資源化が一層進むよう事業者指導を継続する必要があります。

廃棄物を大量に排出する事業所が自ら策定する処理計画に基づき、排出抑制とリサイクルが一層進むよう、引き続き、事業者を指導する必要があります。

自己評価： ○

○ 多量排出事業者による減量等処理計画に関する情報の公開

取組課： 循環型社会推進課

27年度の取組状況

多量排出事業者から提出される廃棄物処理計画及び処理実績報告を県ホームページで公開しました。

計画期間の取組評価

引き続き、廃棄物処理法に基づき、多量排出事業者から提出される廃棄物処理計画及び処理実績報告を県ホームページで公開します。

自己評価： ○

○ 中小零細排出事業者に対する排出抑制・減量化に向けた普及啓発の実施

取組課： 環境政策課・廃棄物指導課

27年度の取組状況

ISO14001やエコアクション21に関するセミナーを後援し、ISO14001の認証取得やエコアクション21への取組みを推奨しました。(環政課)
産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、業界団体等の講習会やホームページ等への掲載を通じて、排出事業者へ向けた普及啓発を行いました。(廃指課)

計画期間の取組評価

ISO14001の認証取得やエコアクション21への取組みを推奨するため、引き続き、ISO14001やエコアクション21に関するセミナーを後援する必要があります。

引き続き、各種情報提供等により、排出事業者に向け、産業廃棄物の適正処理に関する普及啓発を行う必要があります。

自己評価： ○

○ 排出事業者による適正な委託処理の確保

取組課： 廃棄物指導課

27年度の取組状況

産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、業界団体等の講習会やホームページ等への掲載を通じて、排出事業者へ向けた普及啓発を行いました。

また、状況に応じて建設業、製造業、医療業等の事業者を選定し、排出事業場の立入検査を実施しました。

計画期間の取組評価

引き続き、産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、業界団体等の講習会やホームページ等への掲載を通じて、排出事業者へ向けた普及啓発を行うとともに、状況に応じて建設業、製造業、医療業等の事業者を選定し、排出事業場の立入検査を実施する必要があります。

自己評価： ○

Ⅱ 資源循環の基盤となる産業づくり

Ⅱ-1 静脈産業の活性化

(1) 施策の概要

本県における既存施設やインフラを活用したリサイクルの促進方策の検討など、『静脈産業』の活性化を促進します。

(2) 取組状況

○ 静脈産業の推進方策の検討

取組課：循環型社会推進課

27年度の取組状況

(一社)千葉県産業廃棄物協会等の関係団体と意見交換会を実施しました。

計画期間の取組評価

(一社)千葉県産業廃棄物協会等の関係団体と連携し、排出事業者と先進的なりサイクル技術を有する処理業者とのマッチングセミナーを実施するなど、循環産業の活性化を図る必要があります。

自己評価： ○

○ 先進的なりサイクル技術の普及促進

取組課：循環型社会推進課

27年度の取組状況

産業廃棄物の適正処理及びリサイクルを確実なものとするため、先進的なりサイクル技術の普及促進に向けた研修会を開催しました。平成27年度は建設業界を対象に講義及びバスツアーを実施しました。

計画期間の取組評価

産業廃棄物リサイクル技術普及促進研修会を毎年開催しており、今後も先進的技術・取組の普及を行っていく必要があります。平成26年度からは、毎年対象業界を絞り、受講者にとってより実地的な研修内容としており、引き続きこの方針で実施していきます。

自己評価： ○

○ コンビナート等の既存インフラを活用したリサイクルの促進

取組課： 循環型社会推進課

27年度の取組状況

実施していません。

計画期間の取組評価

複数の企業が連携して、廃棄物の有効利用等を図る設備を設置するプロジェクトを検討しましたが、事業環境や経済状況が変化したことなどから、現時点での事業の実施は困難との結論に至っています。

自己評価： ×

○ エコタウンプラン施設の連携の促進

取組課： 循環型社会推進課

27年度の取組状況

エコタウンプラン地域施設との連携については、近隣企業との連携を深めることができませんでした。

計画期間の取組評価

エコタウン地域全体のリサイクル技術の向上を目指し、事業者と近隣の事業者との連携を促進します。

自己評価： ×

○ 関係団体との連携の強化

取組課： 循環型社会推進課・廃棄物指導課

27年度の取組状況

(一社) 千葉県産業廃棄物協会等の関係団体と意見交換会を実施しました。(循社課)

千葉県環境保全協議会や千葉県産業廃棄物協会が実施する研修会へ講師として出席するなど協会事業に対して支援を行いました。(廃指課)

その他、千葉県産業廃棄物協会へ処理業者向けセミナーや収集運搬業の申請相談を委託し、廃棄物の適正処理に向けた連携事業を行いました。(廃指課)

計画期間の取組評価

(一社) 千葉県産業廃棄物協会等の関係団体と連携し、排出事業者と先進的なりサイクル技術を有する処理業者とのマッチングセミナーを実施するなど、循環産業の活性化を図る必要があります。

また、引き続き、関係団体と連携しながら、業界の認知度の向上や新たな取組みに対する検討等に支援のほか、セミナー等の委託による連携事業を行っていく必要があります。

自己評価： ○

II-2 優良な産業廃棄物処理業者の育成

(1) 施策の概要

排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選定する一助とするため、優良な産業廃棄物処理業者の育成や必要な情報の提供に努めます。

(2) 取組状況

- 産業廃棄物処理業者の優良性判断に係る評価制度の活用
- 優良な産業廃棄物処理業者に係る許可延長制度の普及促進
- 産業廃棄物処理業者の自主的な情報公開の促進

取組課： 廃棄物指導課

27年度の取組状況

事業者に自主的な情報公開について指導するとともに、県ホームページで優良認定事業者を公表し、排出事業者が適正処理に必要な情報が入手できるよう制度の周知を図りました。

優良認定事業者数	収集運搬業	161社
(H27年度末現在)	処分業	23社

計画期間の取組評価

優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及促進を図るため、引き続きホームページ等により制度の周知を図ります。

自己評価： ○

II-3 再生資源の利用の促進

(1) 施策の概要

関係団体や市町村などと連携を図りながら、廃棄物由来の再生資源がより一層利用されるよう取り組みます。

(2) 取組状況

- グリーン購入の推進

取組課： 環境政策課

27年度の取組状況

平成27年度環境配慮物品調達方針を策定し、県の機関におけるグリーン購入を推進しました。

計画期間の取組評価

引き続き、環境配慮物品調達方針を策定し、県の機関におけるグリーン購入を推進する必要があります。

自己評価： ○

○ 焼却灰を利用した溶融スラグ・エコセメントの利用

取組課： 循環型社会推進課・技術管理課

27年度の取組状況

県の公共工事での利用を進めるほか、市町村の公共工事における利用促進を図りました。(循社課)

エコセメントについては、市原エコセメントの操業停止を受け、東京多摩エコセメントより調達し、利用を推進しています。

参考 平成27年度県工事におけるエコセメント使用量 10,890トン

(出典：千葉県コンクリート製品協同組合)(技管課)

計画期間の取組評価

県内市町村における溶融スラグ有効利用量はほぼ横ばいで推移しており、今後とも利用の促進が必要です。

エコセメントについては、市原エコセメントの操業停止を受け、東京多摩エコセメントより調達し、利用しています。今後も、エコセメントの公共工事での利用を推進する必要があります。

自己評価： ○

○ 建設副産物に係る再生利用等の促進

取組課： 技術管理課

27年度の取組状況

千葉県建設リサイクル推進計画2009に基づき、建設廃棄物の再資源化等率の向上に努めました。

千葉県及び市町村並びに外郭団体等を構成員とする千葉県建設副産物対策協議会を活用し、建設副産物に対する諸課題について情報を共有するとともに、目標達成に向けた会員の資質の向上を目指し会議や研修などを実施しました。

計画期間の取組評価

建設廃棄物については、次期千葉県建設リサイクル推進計画に基づき、更なる取組の推進を図る必要があります。

自己評価： ○

○ 鉄鋼スラグ再生品等の安定した利用方法等の検討

取組課： 循環型社会推進課・技術管理課

27年度の取組状況

鉄鋼スラグ製造事業者から、利用方法、適正管理手法等について情報収集・確認を行いました。(循社課)

鉄鋼スラグ利用について、業界団体との意見交換を行いながら公共工事発注者に情報提供していくこととします。(技管課)

計画期間の取組評価

不適正な鉄鋼スラグの埋立てが社会問題になったことを受け、引き続き情報収集に努めます。

鉄鋼スラグ再生品については、土木工事共通仕様書への掲載を継続し、利用量の拡大と利用方法の検討に努める必要があります。

自己評価： △

○ 下水汚泥等の資源化利用の推進

取組課： 下水道課・水道局技術浄水課・水道局工業用水部施設設備課

27年度の取組状況

下水汚泥固形燃料化事業については、東京電力福島第一原発事故による放射性物質の影響で、事業着手を見送っています。(下水道課)

浄水発生土については、セメント原料としての再資源可能な放射性物質濃度であったため、その全量を再資源化しました。(浄水課)

浄水場発生土の培養土化事業は再開できませんでした。しかし、浄水場で発生した発生土全量をセメント原料、軽量骨材原料として再資源化できました。(施設課)

計画期間の取組評価

下水汚泥固形燃料化事業については、東京電力福島第一原発事故による放射性物質の影響で、事業着手を見送っています。今後は、放射性物質濃度の状況を見極めたうえで、事業着手について引き続き検討を行っていきます。(下水道課)

原子力発電所事故直後は、浄水発生土に高濃度の放射性物質が含まれたことから、その全量を再資源化することが出来ませんでした。平成26年度以降は、セメント原料として再資源化可能な放射性物質濃度に低下したことからその全量を再資源化しています。引き続き浄水処理工程において発生する浄水発生土の再資源化を推進します。(浄水課)

浄水場発生土の培養土化事業は再開することができませんでした。しかし、セメント原料、軽量骨材原料等として再資源化を進めています。(施設課)

自己評価： △

○ 畜産廃棄物等の利用方法の検討

取組課：畜産課

27年度の取組状況

畜産廃棄物の処理過程で生成される副産物の抽出や燃料利用に取り組みました。

計画期間の取組評価

畜産廃棄物等については堆肥化したものを肥料として施用することが基本ですが、畜産経営の地域的偏在により発生量が過剰な地域においては総合的な利活用の推進が必要です。

今後も副産物の利活用や燃料利用等について継続的に取り組んでいきます。

自己評価：○

○ 農業用廃プラスチックの適正処理の推進

取組課：生産振興課

27年度の取組状況

県廃プラスチック対策協議会及び市町村同協議会と連携し、回収体制の強化、適正排出の啓発指導を行いました。

事業実績としては、廃プラスチック 2,783 トン（塩化ビニール 1,095 トン、ポリエチレン 1,688 トン）を回収し、塩化ビニールについては、床材、ホース等の原料としての再生資源（グラッシュ）970 トンを生成・販売し、ポリエチレンは発電用燃料として活用しました。

※県補助金：27,278 千円

計画期間の取組評価

農業用廃プラスチックについては、再生資源（グラッシュ）の生成・販売や火力発電の熱源としての活用に取り組んでいますが、グラッシュの生成にコストがかかることから、今後も最適な処理方法を検討します。また、適正排出の促進に向けた啓発指導を行い、最終処分量の削減に取り組んでいきます。

自己評価：○

II-4 バイオマスの活用の推進

(1) 施策の概要

県内に豊富に存在している畜産廃棄物、食品残さ、林地残材等の様々なバイオマスを有効活用するため、平成 21 年に制定されたバイオマス活用推進基本法に基づく千葉県バイオマス活用推進計画に沿って、必要な基盤の整備、バイオマスの原料利用の拡大、バイオマス製品の利用の促進などを図ります。

(2) 取組状況

取組課：循環型社会推進課

27年度の取組状況

食品残さの飼料化の推進を図るため、エコフィードコーディネーターを設置して関連事業者等のマッチングを行いました。また、木質バイオマスの利用拡大のため、現地試験を行いました。さらに、バイオマス利活用への県民の関心を高めるため、研修会を開催するとともに、各種イベントへ出展し、普及啓発に努めました。

計画期間の取組評価

千葉県バイオマス活用推進計画に沿って、食品残さの飼料化の推進、木質バイオマスの利用拡大、バイオマス利活用施設のCO2排出量削減効果の評価、畜産堆肥の燃料利用スキームの構築、県民・事業者を対象とした研修会等による普及啓発を行ってきました。国のバイオマス活用推進基本計画においても、環境負荷の少ない持続的な社会を実現する観点から、バイオマスの利用拡大が掲げられています。これらのことから、今後もバイオマスの活用に向けた取組みを進め、利用率を向上させるとともに、県民のバイオマスへの理解を深める必要があります。

自己評価：○

II-5 各種リサイクル法の遵守の指導

(1) 施策の概要

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）などの各種リサイクル法への対応について、機会を捉えて事業者への積極的な取組みを促すとともに、県内のリサイクル状況の把握に努めます。

また、各種リサイクル法に基づく指導を徹底し、リサイクルの促進を図ります。

(2) 取組状況

○ 容器包装リサイクル法

取組課：循環型社会推進課

27年度の取組状況

市町村分別収集計画に基づく分別収集報告を取りまとめ、国に報告しました。また、九都県市と連携し、容器包装廃棄物削減のキャンペーンを実施しました。

計画期間の取組評価

可燃ごみの中には依然として資源化可能な容器包装ごみが多く含まれているため、分別収集の取組を促進する必要があります。

自己評価：△

○ 家電リサイクル法

取組課： 循環型社会推進課

27年度の取組状況

市町村等に対し、家電製品の適正処理を周知するとともに、違法回収業者対策等について情報共有しました。

計画期間の取組評価

不法投棄、違法回収業者及び違法輸出等の問題があり、今後とも国や各市町村と連携し取組を行っていく必要があります。

自己評価： ○

○小型家電リサイクル法

取組課： 循環型社会推進課

27年度の取組状況

先進事例の紹介、県内市町村の実施状況の把握と周知等、市町村への情報提供を行いました。

計画期間の取組評価

第三次循環型社会形成推進基本計画にも有用金属の回収と高度リサイクルの推進が掲げられ、環境省実証事業等が実施されましたが、現時点における回収率は十分とは言えない状況です。また、金属市場の変動や違法回収業者への流出等の課題もあります。今後とも市町村の実施状況を把握するとともに、各市町村、事業者、国と連携し、取組を促進する必要があります。

自己評価： ○

○自動車リサイクル法

取組課： 廃棄物指導課

27年度の取組状況

県内各事業者に対して立入検査を行い、施設の維持管理や使用済み自動車の引き取り、引渡し状況等の確認を行い、必要な指導を行っています。

立入実績 1,277件

計画期間の取組評価

自動車リサイクル法に基づく基準の順守状況を確認するため、今後も立入検査を実施し、必要な指導を行います。

自己評価： ○

○建設リサイクル法

取 組 課 : 技術管理課

27年度の取組状況

建設リサイクル法に基づく通常のパトロールのほか、建設及び環境部局合同による全国一斉パトロールを2回実施し、事業者等への指導の徹底を図っています。また、法に係る情報伝達・実効性の確保についての会議を一回開催しました。

計画期間の取組評価

建設リサイクル法が確実に遵守されるよう、今後も引き続き、建設部局と環境部局の合同パトロールを実施し、事業者等への指導を徹底する必要があります。

自己評価: ○

○食品リサイクル法

取 組 課 : 農地・農村振興課、循環型社会推進課

27年度の取組状況

国（農林水産省、環境省）や庁内関係機関（バイオマスプロジェクトチーム）と連携し、食品リサイクルの推進を行いました。また、市町村の食品廃棄物発生抑制及び再生利用実態調査を取りまとめ、国に報告しました。（農振課）

計画期間の取組評価

食品廃棄物の再生利用等実施率は近年上昇傾向にあるものの、食品流通の川下の業種ほど再生利用等実施率は低い状況となっており、引き続き国と連携し、事業者の積極的な取組を促進するとともに、市町村や事業者へ食品リサイクルに関する情報提供を行います。

自己評価: ○

Ⅲ 廃棄物の適正処理の確保

Ⅲ-1 適正な廃棄物処理施設の整備と維持管理の確保

Ⅲ-1-1 一般廃棄物処理施設関係

(1) 施策の概要

市町村に対し一般廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な整備・更新や維持管理が行われるよう、必要な情報の提供や助言を行います。

(2) 取組状況

○ 広域化・集約化による施設整備の促進

取組課：循環型社会推進課

27年度の取組状況

循環型社会形成推進交付金制度を活用した廃棄物処理施設の整備について、情報提供や助言を行いました。

計画期間の取組評価

引き続き、市町村に対し広域処理の利点などを含めた必要な情報提供や助言を行い、市町村が広域的な処理が必要と判断した場合には、廃棄物処理の広域化、廃棄物処理施設の集約化を促進する必要があります。

自己評価： ○

○ 市町村における廃棄物処理施設の整備の促進

取組課：循環型社会推進課

27年度の取組状況

循環型社会形成推進交付金制度を活用した既存施設の長寿命化について、情報提供や助言を行いました。

計画期間の取組評価

引き続き、既存の廃棄物処理施設の徹底した活用を図るため、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」（環境省策定）等により、市町村による既存施設の計画的な整備・更新（長寿命化）や、効率的な維持管理について、必要な情報の提供や助言を行う必要があります。

自己評価： ○

○ 低炭素社会の形成に資する新たな施設整備の促進

取組課： 循環型社会推進課

27年度の取組状況

循環型社会形成推進交付金制度を活用した、CO2 排出量の削減に資する廃棄物処理施設の整備について、情報提供や助言を行いました。

計画期間の取組評価

地球温暖化防止の観点から、焼却処理に伴い生じる熱エネルギーを有効に利用するごみ処理施設の整備について、必要な情報の提供や助言を行う必要があります。

自己評価： ○

○ 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理の推進

取組課： 循環型社会推進課・廃棄物指導課

27年度の取組状況

市町村が設置している一般廃棄物処理施設に対して、適正な維持管理等が行われているか確認するため、立入検査を実施しました。

特に焼却施設と最終処分場については、焼却灰や放流水等について分析検査を実施しました。(循社課)

民間事業者が設置した一般廃棄物処理施設に対し、適宜立入検査を実施し、施設の適正な維持管理及び維持管理情報の公表について指導しました。(廃指課)

計画期間の取組評価

稼働している施設については、適正な維持管理を継続するため、立入検査や分析調査を引き続き行う必要があります。(循社課)

生活環境保全上の支障のおそれが生じないように、引き続き立入検査を実施し、施設の適正な運営を指導するとともに、排出者が適切な廃棄物処理施設を選択でき、施設に対する県民の不信感や不安感を払拭するために、併せて維持管理情報の公表について指導する必要があります。(廃指課)

自己評価： ○

○ 維持管理情報の公表

取組課： 循環型社会推進課・廃棄物指導課

27年度の取組状況

市町村が設置した一般廃棄物処理施設に対し、法に基づいた維持管理情報の公表が行われるよう指導しました。(循社課)

民間事業者が設置した一般廃棄物処理施設に対し、適宜立入検査を実施し、施設の適正な維持管理及び維持管理情報の公表について指導しました。(廃指課)

計画期間の取組評価

施設管理者に対しては、維持管理の情報について積極的に公開し、県民への理解を促進するよう働きかけを行う必要があります。(循社課)

生活環境保全上の支障のおそれが生じないように、引き続き立入検査を実施し、施設の適正な運営を指導するとともに、排出者が適切な廃棄物処理施設を選択でき、施設に対する県民の不信感や不安感を払拭するために、併せて維持管理情報の公表について指導する必要があります。(廃指課)

自己評価： ○

Ⅲ-1-2 産業廃棄物処理施設関係

(1) 施策の概要

産業廃棄物処理施設の設置に係る手続きを適切に行うとともに、適正な維持管理を確保するため、事業者に対し、必要な指導等を行います。

(2) 取組状況

○ 熱回収が可能な施設に係る認定制度の普及促進

○ 廃プラスチック類の熱回収利用の促進

取組課： 廃棄物指導課

27年度の取組状況

熱回収施設認定制度についてホームページで周知を図るとともに、施設の設置に関する相談があった際に、制度や手続きについて説明を行いました。

県内認定事業者数 (H27年度末現在) 3社

計画期間の取組評価

熱回収施設認定制度の普及促進のため、引き続きホームページ等で周知を図る必要があります。

自己評価： ○

○ 産業廃棄物処理施設の適正な維持管理の確保

○ 産業廃棄物処理施設における適正処理の確保

○ 維持管理情報の公表

取組課： 廃棄物指導課

27年度の取組状況

産業廃棄物処理業者に対して廃棄物の適正な処理の徹底を図るため、処理業者セミナー等を実施しました。

また、産業廃棄物処理施設に対し、定期検査や立入検査を実施し、施設の適正な維持管理及び廃棄物の適正処理について指導しました。

計画期間の取組評価

引き続き、産業廃棄物処理業者に対して、適正な維持管理・処理の徹底を図るため、処理業者セミナー等を通じた周知活動や立入検査等を実施します。

自己評価： ○

Ⅲ-2 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の電子化の普及促進

（1）施策の概要

関係団体との連携を図りながら、引き続き電子マニフェスト制度の普及促進に努めます。

（2）取組状況

取 組 課 : 廃棄物指導課

27年度の取組状況

ホームページへの情報掲載、関係団体等への研修会（九都県市後援）の周知を行い、電子マニフェスト制度の普及を促しました。

計画期間の取組評価

引き続き、ホームページへの情報掲載やパンフレットの配布等により、制度の普及を促進していく必要があります。

自己評価： ○

Ⅲ-3 有害廃棄物の適正処理の推進

（1）施策の概要

有害廃棄物の適正な処理が確保されるよう、排出事業者及び処理業者に対して必要な指導や情報の提供を行います。

（2）取組状況

○ PCB廃棄物の適正処理の推進

取 組 課 : 廃棄物指導課

27年度の取組状況

事業者に対して広報や立入検査等により确实かつ適正な保管及び処分について指導を行いました。

平成27年度保管場所への立入検査件数：830件

計画期間の取組評価

引き続き、事業場への立入検査を今後も継続し、適正処理に向けた指導を行うとともに、市町村や事業者に対し、講習会やホームページを通じて必要な情報の提供に努める必要があります。

また、市町村や事業者、近隣都道府県との情報交換に努め、必要に応じて国への要望をとりまとめ、働きかけを行う必要があります。

「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき着実に PCB 廃棄物の処理を推進していく必要があります。

自己評価： ○

○ アスベスト廃棄物の適正処理の推進

取組課： 廃棄物指導課

27年度の取組状況

「アスベスト廃棄物発生事業場監視指導要領」に基づき、排出事業場の立入検査を実施し、適正処理について指導しました。

また、県ホームページでアスベスト廃棄物の適正処理の情報を提供するとともに、事業者団体の研修会に県職員を派遣し、適正処理について説明を行いました。

さらに、アスベスト対策の強化に関する国への要望を実施しました。

計画期間の取組評価

引き続き、排出事業者への指導及び情報提供を行う必要があります。

また、関係機関と連携し、立入検査による適正処理の指導を行うとともに、国の動向を踏まえて、必要な事項については国への要望を行っていく必要があります。

自己評価： ○

○ 感染性廃棄物等の適正処理の推進

取組課： 廃棄物指導課

27年度の取組状況

各保健所で実施している病院等への医療監視に同行等し、医療機関から排出される感染性廃棄物の適正処理を指導しました。

計画期間の取組評価

引き続き、保健所と連携する等して立入検査を実施し、医療機関から排出される感染性廃棄物の適正処理を指導していく必要があります。

自己評価： ○

Ⅲ-4 災害廃棄物等の処理体制の整備

(1) 施策の概要

災害発生時には、大量の廃棄物が発生し、その排出方法や処理方法に混乱が生ずるおそれがあることから、災害時の円滑な廃棄物処理が行えるよう災害廃棄物の処理体制の整備に努めます。

また、海岸等に漂着するごみについても、生活環境への支障を及ぼさないよう適正な処理を行う必要があることから、その処理体制の整備に努めます。

(2) 取組状況

○ 災害廃棄物処理体制の整備

取組課： 循環型社会推進課

27年度の取組状況

H26.3月に策定された国の災害廃棄物対策指針に基づく市町村における災害廃棄物処理計画の策定及び、千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドラインに基づく災害廃棄物処理マニュアルの策定を推進し、必要な情報の提供や助言等を行いました。

計画期間の取組評価

H26.3月に策定された国の災害廃棄物対策指針に基づく市町村における災害廃棄物処理計画の策定及び、千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドラインに基づく災害廃棄物処理マニュアルの策定を推進し、必要な情報の提供や助言等を継続的に行う必要があります。また、県においても災害廃棄物処理計画を策定する必要があります。

自己評価： ○

○ 海岸漂着物等の処理の推進

取組課： 循環型社会推進課

27年度の取組状況

千葉県海岸漂着物対策地域計画に選定した重点5区域内（館山市、木更津市、鴨川市、富津市、いすみ市）の漂着物の回収処理（2,069m³）を実施し、海岸の良好な景観と環境保全を図りました。また、地域計画の見直しに向けて、重点区域候補地の現地調査等を行いました。

計画期間の取組評価

千葉県海岸漂着物対策地域計画に選定した重点5区域において、基金等を活用し、海岸漂着物の回収処理（7,223m³）を実施し、海岸の良好な景観と環境保全を図りました。今後も海岸の良好な景観と環境保全のため、海岸漂着物を回収処理する必要があります。なお、地域計画策定から5年が経過し、海岸漂着物を巡る状況の変化が見られることから、地域計画の見直しが必要です。

自己評価： ○

IV 廃棄物の不法投棄・不適正処理の根絶

IV-1 環境美化意識の向上と実践活動の推進

(1) 施策の概要

ごみの散乱等を防止するため、市町村等の関係機関・団体と連携を図りながら環境美化意識の向上と実践活動を促進します。

(2) 取組状況

○ 環境美化意識の向上と実践活動の推進

取組課：循環型社会推進課

27年度の取組状況

市町村等関係機関・団体と一体となり、「ゴミゼロ運動」等を推進するとともに、環境美化に関する情報を積極的に提供する等、普及啓発を行いました。

計画期間の取組評価

引き続き、県民の環境美化意識の向上と活動を推進するため、「ごみ減量・リサイクル推進週間」に係る取組として実施していきます。

自己評価： ○

○ ごみの散乱等の防止対策の促進

取組課：循環型社会推進課

27年度の取組状況

平成28年度一般廃棄物に係る千葉県調査を実施し、県内市町村における「ポイ捨て防止条例」の制定状況を県ホームページに掲載しました。

計画期間の取組評価

県民の環境美化意識の向上のため、引き続きホームページで「ポイ捨て防止条例」の制定状況を公表します。

自己評価： ○

IV-2 廃家電等の処理費用負担に対する意識向上の推進

(1) 施策の概要

適正なりサイクル費用の負担について県民の理解促進を図るとともに、不法投棄を防止するための制度改正等について、国へ働きかけます。

(2) 取組状況

○ リサイクル費用の負担に係る普及啓発

取組課：循環型社会推進課

27年度の取組状況	
-----------	--

リサイクル費用の負担の必要性に対する県民の理解を深めるため、普及啓発を行いました。

計画期間の取組評価	
-----------	--

不法投棄は近年減少傾向ではあるが、依然として多い状況である。リサイクル費用の負担の必要性に対する県民の理解を深めるため、普及啓発を行っていきます。

自己評価： ○

○ 家電リサイクル法に関する国への要望

取組課：循環型社会推進課

27年度の取組状況	
-----------	--

国に対してはリサイクル料金の前払い制度の検討について要望しました。

計画期間の取組評価	
-----------	--

引き続き、国に対してリサイクル料金の前払い制度の検討について要望します。

自己評価： △

IV-3 産業廃棄物の不法投棄監視と不適正処理に対する指導の徹底

(1) 施策の概要

産業廃棄物の不法投棄を防止するため、引き続き、市町村等との連携を図りながら、徹底した監視活動に取り組みます。

また、廃棄物処理に関する不適正処理が行われた場合には、行為者に対して適正な処理を行うよう必要な指導を行うとともに、悪質な行為者に対しては、廃棄物処理法等に基づく行政処分等を行います。

(2) 取組状況

- 不法投棄監視の徹底
- 不適正処理に対する指導の徹底
- 悪質な行為者等に対する行政処分の実施

取 組 課 : 廃棄物指導課

27年度の取組状況

(不法投棄監視の徹底)

廃棄物指導課の監視パトロールと民間警備会社への委託により、24時間・365日の監視活動を実施するとともに、通常のパトロールに加え、不適正処理の疑いが高い現場等を集中的に監視する定点監視等を行うスポット監視を実施しました。

また、市町村職員(44市町村377人)に不法投棄現場等への立入検査権限を付与するとともに、県の出先機関、市町村及び警察などで構成する地区連絡会議において情報交換や合同パトロールを実施するなど、不法投棄の未然防止を図りました。

(不適正処理に対する指導の徹底、悪質な行為者等に対する行政処分の実施)

立入検査を延べ3,675件実施し、その結果確認された不適正処理等について、早急に適正な処理を行うよう指導しました。

また、悪質な行為者に対しては、法に基づき取消処分等の行政処分を行いました。

業務停止7件、許可取消17件

計画期間の取組評価

本県は首都圏に位置し、道路網が整備され産業廃棄物の運搬が容易であり、休耕田や谷津など地理的・地形的に不法投棄をされやすい環境にあることから、廃棄物指導課の監視パトロールと民間警備会社への委託により24時間・365日の監視活動を行ってきました。

25年度からは従来のパトロールに加え、新たにスポット監視を実施し、不適正処理の効果的な監視指導や適切な行政処分の発令に寄与しています。

また、市町村職員に不法投棄現場等への立入検査権限を付与するとともに、各地域振興事務所において地区連絡会議を設置し、情報交換や合同パトロールを実施するなどきめ細やかな監視に努めてきました。

大規模な不法投棄は減少傾向にあるものの、廃棄物を有価物と称して搬入するなど悪質なものやゲリラ的な不法投棄が後を絶たないことから、今後も引き続き、県、市町村、警察等が協力し、不法投棄や不適正処理の未然防止に向けて指導を強化していく必要があります。

また、行為者に対し適時適切な行政処分を実施するとともに、悪質な行為者に対しては告発を行っていきます。

自己評価: △

IV-4 不法投棄廃棄物の適正な管理の確保と支障除去対策の実施

(1) 施策の概要

不法投棄等の違反行為者等に対して、周辺環境への支障を生じさせないように適正な管理と改善措置を行わせるとともに、違反行為者等が判明しない場合等で周辺環境への支障を防止する緊急の必要が生じたときは、行政代執行による支障の除去を行います。

(2) 取組状況

- 不法投棄廃棄物の撤去等の指導の徹底
- 不法投棄廃棄物の適切な管理の徹底
- 不法投棄廃棄物の支障除去対策の実施

取組課： 廃棄物指導課

27年度の取組状況

不法投棄された産業廃棄物については、行為者等に対し撤去指導を行うとともに、排出事業者の特定に努めました。

また行為者等に対しては、不法投棄廃棄物の撤去指導に併せて、撤去までの間に周辺環境へ支障を生じさせないように適正な管理を指導しました。

さらに、過去に大規模不法投棄があった16箇所のうち8箇所について、環境調査を実施しました。

計画期間の取組評価

産業廃棄物の不法投棄については、監視体制の強化や住民の関心の高まりなどにより、大規模なものは減少傾向にありますが、小規模なものは依然として後を絶たない状況にあります。

今後も不法投棄された産業廃棄物については、行為者及び排出事業者を特定し、撤去指導を行うとともに、撤去までの間、適正な管理を指導します。

なお、生活環境保全上の著しい支障が認められる場合には、行政代執行による支障除去を実施します。

自己評価： ○

V 持続可能な資源循環型社会の構築に向けた仕組みづくり

V-1 一般廃棄物処理困難物の資源化の検討

(1) 施策の概要

家庭から排出される廃棄物のうち、市町村による処理が困難な廃棄物（処理困難物）に関し、市町村における現状や課題などを確認しながら新たな資源化や適正処理の仕組みなどについて必要な検討を行います。

(2) 取組状況

取組課： 循環型社会推進課

27年度の取組状況

市町村との意見交換会において、一般廃棄物処理困難物の受入れの現状と課題をテーマとして、意見交換を行いました。

計画期間の取組評価

市町村による処理が困難な廃棄物に関し、市町村における現状や課題などを整理し、適正処理の仕組みなどについて検討する必要があります。

自己評価： △

V-2 産業廃棄物処理施設の適正な設置と維持管理のあり方の検討

(1) 施策の概要

周辺の住民や生活環境等に配慮した産業廃棄物処理施設の適正な整備と施設の維持管理のあり方等について、必要な検討を行います。

(2) 取組状況

取組課： 廃棄物指導課

27年度の取組状況

法令や指導要綱に基づき、産業廃棄物処理施設の設置に関する相談や手続において、周辺の生活環境等に配慮した産業廃棄物処理施設の整備を図るとともに、施設の適正な維持管理について指導しました。

計画期間の取組評価

産業廃棄物処理施設の設置に関する相談や手続において、引き続き周辺の生活環境等に配慮した産業廃棄物処理施設の整備や施設の適正な維持管理について指導するとともに、指導要綱の見直し等の検討を進めます。

自己評価： ○

V-3 産業廃棄物の処理に関する公的関与のあり方の検討

(1) 施策の概要

民間事業者による整備を基本としつつ、長期安定的な処理施設の確保を図る観点から、必要な廃棄物処理施設を確保するための一つの手法として、廃棄物処理施設における公的関与のあり方について、必要な検討を行います。

(2) 取組状況

取組課：循環型社会推進課

27年度の取組状況	25年度、26年度に実施した調査結果をとりまとめ、処理施設における公的関与のあり方について検討しましたが、方向性が見出せていません。
計画期間の取組評価	公的関与のあり方について検討しましたが、方向性が見出せていません。 民間による処理体制の確保を基本としつつ、必要な産業廃棄物最終処分場を確保するための一つの手法として、産業廃棄物最終処分場の整備における公的関与の可能性について必要な検討を行う必要があります。
自己評価： △	

V-4 産業廃棄物の広域移動の実態把握と対策の検討

(1) 施策の概要

産業廃棄物の広域移動の実態把握や産業廃棄物の流出入に対する広域的な対策について、関係団体等の意見を聴きながら必要な検討を進めます。

(2) 取組状況

取組課：廃棄物指導課

27年度の取組状況	「県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」に基づいて、埋立処分の事前協議を行うことにより、産業廃棄物の県内への流入の適正化を図りました。 平成27年度事前協議件数：462件
計画期間の取組評価	「県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」に基づいて、埋立処分の事前協議を行うことにより、今後とも産業廃棄物の県内への流入の適正化を図っていく必要があります。
自己評価： ○	

V-5 建設廃棄物の発生から処分までの一元的管理の推進

(1) 施策の概要

発生から処分までの一連の流れを管理することは資源の有効利用や不適正処理の未然防止につながるため、発生から処分までを一元的に把握する仕組みづくり等について検討を進め、必要に応じて国等への働きかけを行います。

(2) 取組状況

取組課：循環型社会推進課

27年度の取組状況	建設廃棄物の発生から再生利用を含む処分までの流れを総合的に管理する仕組みを構築するため、建設リサイクル法と廃棄物処理法との連携を図り、廃棄物処理費用を事前に徴収し、処理の際に確実に資金が供給される供託制度の導入を図ること等を国に対して働きかけを行いました。
計画期間の取組評価	引き続き、必要事項について、国に対して働きかけを行います。
自己評価： ○	

V-6 産業廃棄物に関する統計情報等の活用による実態把握方法等の検討

(1) 施策の概要

多量排出事業者からの届出や産業廃棄物処分業者の実績報告などの既存統計資料をもとに、産業廃棄物の排出量や処理の状況に関するより正確な実態を把握する方法等について、必要な検討を行います。

(2) 取組状況

取組課：循環型社会推進課、環境研究センター

27年度の取組状況	25年度実績データを元にシステムの構築を行った結果、推計値に対する捕捉率は9割程度になりました。また、景気変動を考慮したシミュレーションによる排出量予測等を行いました。
計画期間の取組評価	産業廃棄物の既存資料を活用したシステムを構築し、推計値との誤差を減少させ、実態に近い数値を把握するという目標はおおむね達成されました。しかし年度により業種や産業廃棄物品目による誤差が大きくなることもあり、正確な排出量を把握するための計算方法の検討が必要です。そのため本事業は28年度でひとまず終了しますが29年度からは新規事業として引き続き継続します。
自己評価： ○	

V-7 地域の実情に応じた施策や制度の実施に関する国への提案・要望

(1) 施策の概要

地域の実情に応じた廃棄物の適正処理を進める上で、新たな施策や制度が必要と考えられる場合には、必要な制度改正や予算確保などについて、国等に対して提案・要望を行います。

(2) 取組状況

取組課：循環型社会推進課

27年度の取組状況	廃棄物の適正処理を進める上で、現行の法令や制度では対応できない事例について、国へ提案・要望を行いました。また、近隣県や九都県市首脳会議などの関係団体と情報を共有、協力し、必要な制度改正や予算確保等について提案・要望を行いました。
計画期間の取組評価	今後も、国の対応が必要な事象が発生すると考えられるため、国へ提案・要望を行うとともに、近隣県や九都県市首脳会議などの関係団体と情報を共有、協力し、必要な制度改正や予算確保等について提案・要望を継続的に行う必要があります。
自己評価： ○	